

MAPPS セミナー 017

文化財保護と IT

平成 26 年 8 月

重文109件が所在不明 未確認238件は再調査 文化庁

産経新聞 Web 2014/7/4

国宝を含む国の重要文化財が全国各地で所在不明になっている問題で、文化庁は4日、27都府県で国宝の刀剣1件を含む重文109件が所在不明になっているとの調査結果を発表した。ほかに確認作業を終えていない重文が238件(うち国宝12件)あり、不明件数はさらに増える見通しだ。文化庁は「件数の多さを重く受け止めている」とし、8月までに2次調査を実施するとともに、再発防止に取り組む。

調査によると、所在不明の重文109件のうち工芸品が59件で、中でも刀剣が52件を占めた。所在不明の国宝は短刀「銘国光(めいくにみつ)」で、所有者の東京都の男性が約20年前に死亡し、遺族も行方を把握していなかったという。ほかに彫刻17件、書跡・典籍13件、絵画10件、古文書8件、考古資料2件だった。

所在不明のうち33件は盗難で、仏像など彫刻が14件を占めた。また、個人所有が62件と多く、所有者の転居や死亡により所在不明になるケースが多かった。

今回の調査は、昨年秋に重文の多くが所在不明になっていると報じられたことを受けて実施。文化庁は都道府県教委を通じて、国の重文指定を受けた美術工芸品1万524件(うち国宝871件)の全てについて、届け出通り保存されているかを調べた。

文化庁は来年度以降、重文の所有者に年1回、はがきやメールで所在確認をするほか、4年ごとに都道府県教委などと連携し、現物確認を行う方針。

文化財は本来、その歴史的・文化的価値を知らしめるべきであり、「所在不明」という報道によって耳目が集まるのは好ましくない。上記の事件は論外としても、保存や管理のような経済的利益に直結しないように見える業務が軽視され、また予算措置が十分になされないという状況は、全国各地のミュージアムで実際に見受けられる。こうした厳しい現状が、今回のような事件の遠因となっていることは間違いないものと思われる。そこで、博物館にITを提供することを通じて文化財の保護への貢献を目指す当社から見て、ITにできることは何かを今一度整理してみたい。

1. 適切な管理に必要な情報を蓄積する
文化財保護法

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

文化財を管理する基本は、「どんな資料や作品があるか」「それが今どんな状態にあるか」といった情報を記す目録・台帳づくりにある。しかし、私たちが博物館で目にする記録状況は、館によって著しく異なる。とても緻密な情報を残している館もあれば、台帳が存在すらしないという館も存在するのが現状だ。

1) 各地の博物館の事例から、精度の高い管理事例

●展示や貸出の履歴管理／展示や貸出など、資料の動きの記録をきちんと取っている館はかなり多い。複数の場所を巡回する場合は、巡回先がどこであるかという情報や、入出庫の情報を資料1点毎に登録している。同じ展覧会に貸し出しても、すべての巡回会場には出さないものもある。資料Aは会場1、2、3と巡回、資料Bは会場2だけに貸出、といったきめ細かな記録を残している。

●履歴管理と経年劣化対策／ある美術館では、その展示や貸出の履歴がグラフとなって出力され、「出しすぎ」がひと目でわかるシステムを開発している。また、東日本大震災の教訓から、展示貸出管理機能を拡張し、大規模災害が発生した際に、

そのエリアに貸し出している資料を瞬時に特定できる機能を
作った館もある。

●修復歴の管理／修復時にはその内容を修復歴として登録し、修復の前後の写真をシステムに登録している博物館もある。画像だけではなく、その資料が文献に掲載されれば、その該当箇所をスキャンして画像やPDFファイルで登録し、研究に役立つようなデータを作っている館も存在する。また、虫害が発生した際、害虫の情報、駆除に使用した薬剤の情報などを資料データに記録しているケースもある。

●関連情報の管理／1点ずつのデータだけでなく、データとデータの関連性をきめ細かく登録している館もある。たとえば、遺物個別のデータに対してそれぞれの情報が掲載された遺跡調査報告書の詳細情報へとリンクを張ったり、逆に図録や蔵書として登録されたデータに掲載資料データへのリンクを登録したりと、必要となる関連情報にも素早く辿り着くための工夫も見られる。

●所在情報の管理／棚番号などの情報がきちんと登録されていて、バーコードやICタグで所在を正確に管理している館も増える傾向にある。

●展示や運用方法の管理：資料ごとに展示の際の照度（ルクスや時間）を登録し、他施設に貸し出す際に貸出条件としている館もある。また、輸送保険に関連して、輸送時に必要な箱の寸法なども資料データとして登録しているケースも見られる。

2) 精度の差はなぜ生じるのか

これらの例とは逆に、そもそも基礎台帳がない館も残念ながら存在する。こうした状況下では「自館がどんな資料を有するのか」ということすら把握できなくなるのは必然である。重要文化財を保有するような機関では、よもやこうした管理水準に陥ることはないと思いが、最低限の「棒目録」だけで管理している場合と、上記のようなきめ細かな管理手法を比較すれば、時間が経過するほど、その資料の保存状態や利活用が生み出す価値に著しい差が生じることは自明の理である。

だが、管理不能に陥っている館も、必須業務を放棄しているわけではない。このように極端な違いが生じるのは、館ではどうすることもできない背景事情がある。

博物館への収蔵品管理システムの提供を通じて私たちが見てきたことを総合すると、違いが生じる原因は、大きくわけて2つある。ひとつは予算（財政力）、もうひとつはシステムの仕様にある。博物館では、データ整備を担当する職員を雇用しているケースがあるが、そうした館であれば当然ながら細やかな情報蓄積が可能になる。館によって事情は異なれど、人件費を確

保できさえすれば管理情報の充実化が可能になるというのは、おおむね間違いではない。

システムの仕様については、「学芸業務の動線が反映されているか」がポイントとなる。ITを活用して情報を蓄積する場合、データが充実するか否かの分かれ目は、極論すれば「入力作業の繰り返しに耐えられるかどうか」にある。だが、これをマンパワーに頼るのであれば、上記「人員数」の問題となる。情報システムは「少ない人員で大人数分の仕事をこなす」ことに存在意義があるので、一度入力したデータが数ヶ所、数十ヶ所に自動的に転記されるような仕様とすればよい。こうした発想を日常業務の隅々に当てはめれば、仕様は自ずと決まる。

2. 財産である情報を共有する

文化財保護法

第四条 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用努めなければならない。

ITを活用できていない博物館では、利用者・来館者からの問い合わせに十分に対応できないことも多い。

博物館の資料管理は専門性が高く、同じ館で働く学芸員でも、自身の担当分野以外のことは把握できないケースも少なくない。ある資料について来館者から訊ねられても、その分野の担当者がいない場合は質問に回答できなかったり、時には資料の有無さえ回答不能となることさえある。インターネットで大抵のことは調べられるこの時代に、「担当者がいないのでわからない」「（有無の）確認に時間がかかるので3日後に」という話では、来館者らが抱く印象は推して知るべしである。

また、文化財保護法に定められた「文化財が貴重な国民的財産」という考え方からしても、基本的な情報を共有することができない状態が続くのは深刻な問題である。しかしながら、ただでさえ人員不足の中、館内に業務インフラが整っていない状態で、現代の利用者が期待するだけの対応を学芸員・職員に強いるのは現実的に無理があると言えよう。

では、文化財の情報を共有するという観点において、最低限の対応を実現する最低限の業務インフラ、時代性に見合う対応を可能にする「あるべきインフラ」とは、どんな姿であろうか。

冒頭の記事のように、資料や作品の行方や所在が分からなくなる、それが発覚するのが遅れるという事態は、「現物をチェックするための機能」がなければ日常的に起こり得る。博

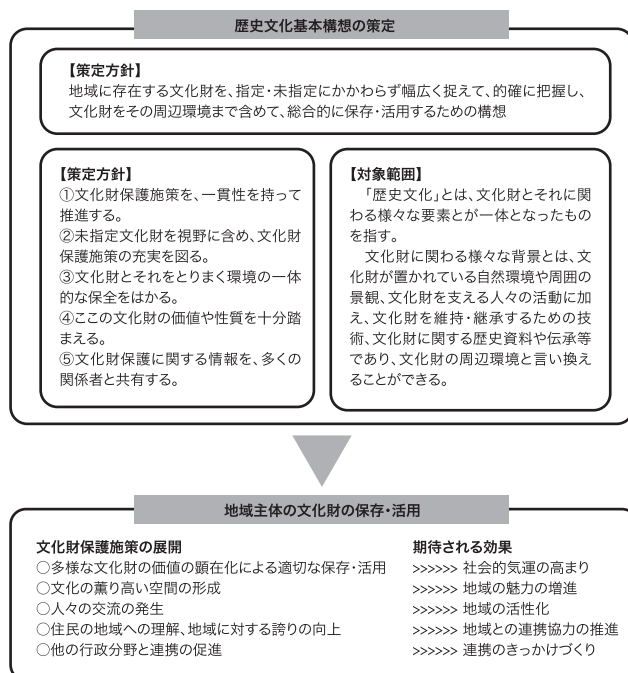
博物館が問われる最低限の役割を「文化財を消失させないための管理」と捉えるのであれば、現物の所在を確認できる機能、すなわち目録を持続可能な形で保管できる仕組みということになる。

さらに、これをベースに「時代に合ったインフラ」づくりを考えるなら、「公開可能なデータを誰もが気軽に検索できる形でインターネット上に置いておく」という姿になるだろう。

こうした仕組みを構築しつつ、職員が相互に同じ情報にアクセスできるようにしておけば、外部から問い合わせが入った時も「担当者不在に付き不明」という事態に陥ることがなくなる。よって、現代の博物館に必要な「最低限の業務インフラ」の要素は(1)持続可能な管理機能(2)職員間の情報共有機能(3)外部への情報公開機能の3点と結論づけることができる。

3. IT活用のさらなる効果 ～「資産運用」という観点から

資料1 「歴史文化基本構想」策定ハンドブック 文化庁



文化庁の歴史文化基本構想策定ハンドブックによると、文化財の保存・活用の効果は、社会的気運の高まり、地域の魅力の増進、地域の活性化、地域との連携協力の推進、連携のきっかけづくりとなっている。これを見る限り、管理している当事者にとっても活用の効果は高いと言える。

文化財の活用は損傷や劣化のリスクが高まるため、保存と活用の両立は難しいとよく言われる。しかし、文化財は、認知が

高まることで初めてその価値が認められ、保存の必要性に関するコンセンサスが得られる。よって、逆説的になるが、「保存のための活用」は十分に成り立つのである。

挙げられた効果5つのすべてに共通するのは、「伝えることなしに得られるものはない」という当然の事実である。伝える手段としては、受け取る側の情報収集方法と発信する側の扱いやすさやコストから考えても、やはりインターネット上での情報公開が基本とならざるを得ない。事実、平成17年から平成22年の5年間の統計を見ると、各種情報を得る手段としてもはや中心的存在となっていることがありありとわかる。

資料2 平成23年情報通信白書 総務省

	テ レ ビ	ラ ジ オ	新 聞	雑 誌	フ リ ン グ レ ッ ト ペ ー ス バ ー ン	パ ソ ン の ウ ェ ブ サイ ト	携 帯 情 報 サイ ト	友 人 ・ 家 族
平成17年								
旅行、観光情報	34.4%	2.8%	19.7%	36.3%	27.0%	18.9%	1.7%	17.8%
ショッピング、商品情報	30.7%	3.5%	21.6%	32.4%	30.7%	17.9%	2.9%	20.7%
天気予報	95.1%	19.8%	43.6%	0.5%	0.1%	13.7%	6.9%	9.7%
グルメ情報	45.1%	4.1%	14.5%	33.5%	14.1%	12.2%	1.6%	22.1%
健康・医療関連	47.7%	4.1%	27.6%	19.8%	5.4%	11.6%	0.6%	21.0%
国際ニュース	83.5%	13.0%	48.6%	4.5%	0.3%	9.6%	0.6%	7.3%
テレビ番組情報	43.3%	1.6%	69.0%	11.6%	1.2%	6.8%	1.2%	9.9%
平成22年								
ショッピング、商品情報	30.7%	4.1%	24.5%	27.1%	30.7%	31.3%	9.5%	21.9%
旅行、観光情報	29.2%	3.2%	22.5%	30.0%	26.5%	30.0%	7.2%	20.6%
国内ニュース	96.3%	24.0%	68.0%	10.1%	4.0%	30.0%	21.0%	28.7%
海外ニュース	89.3%	16.0%	53.3%	6.7%	1.1%	25.2%	14.9%	16.0%
健康・医療関連	45.6%	5.4%	29.0%	19.6%	7.6%	23.8%	5.3%	22.6%
グルメ情報	44.9%	4.5%	17.3%	31.0%	22.6%	23.8%	8.1%	26.2%
天気予報	92.4%	17.0%	41.1%	0.6%	0.3%	23.1%	25.3%	13.9%
地域・ローカルニュース	73.6%	17.5%	56.2%	4.1%	8.0%	12.7%	6.6%	25.4%
テレビ番組情報	61.6%	1.7%	60.4%	8.3%	1.8%	10.4%	5.8%	12.0%

出典：総務省「ICTインフラの進展が国民のライフスタイルや社会環境等に及ぼした影響と相互関係に関する調査」(平成23年)「日本人の情報行動2005」及び「2010年日本人の情報行動調査」により作成

だが、インターネット上に資料や作品の情報を公開すればよいかと言えば、それだけでは十分とは言えない。そのページにアクセスがなければ前述の保存・活用の効果には直結しないが、情報が氾濫する中では、アクセスを促すこと自体が容易ではなくなっている。よって、インターネットサイト上に情報を掲出することはあくまで出発点と捉え、それを活かす方法については施設の性質やミッション、予算を考慮しながら、個別に考えなければならない。また、そこから先は他サイトとの競争ともなるので、表現方法でも工夫が必要となる。

ただ、将来に目を向ければ、館が自らが表現しなくても、「第三者が表現してくれる」可能性も広がっている。いわゆるオープンデータと呼ばれるもので、(1)機械判読に適したデータ形

式で(2)二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ(総務省の定義)となっている。文化財の管理者はこの場合コンテンツホルダー(情報を持つ者)として、加工可能な形で公開可能な情報をインターネット上に「置いておく」ことにより、表現の得意な人に加工を委ねることになる。ここから、思わぬところでブームになったり、想像もしなかった人から注目されたりすることに繋がるかもしれない。

ネット上に生まれた新たな伝達経路と言えるが、オープンデータについては話題が多岐にわたるため、稿を改めることとする。

4. まとめ

ITが文化財保護にどう役立つかという観点で整理すると、以下の3点となるだろう。

- (1) 所在や状態などの情報を記録して、保護に役立てる
- (2) 関係者間で情報を共有して、保護に役立てる
- (3) 公開活用のための情報伝達手段として役立てる(ひいては、保護に役立つ)

一方、文化財の保護に必要なITの姿も、この3つの観点から導くことができる。

- (1) 最低限の労力で所在や状態などの情報を記録することができるシステム
- (2) 職員であれば誰もが専門知識なく扱えて、迅速に情報に辿りつくことができるシステム
- (3) (1)で蓄積した情報のうち、公開可能なものだけを簡単に公開できるシステム

これが、文化財保護のために必要、かつ有用なITということになるだろう。